

危機管理 1 「気象警報発令時」及び「地震・津波発生時」の場合

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「特別警報」、「暴風警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

※変更ポイント

従来は台風を直接の原因とする「暴風警報」「大雨警報」のいずれかが発令された場合、臨時休業となっていましたが、平成30年度からは、台風に関係なく「暴風警報」が発令された場合は臨時休業となり、「大雨警報」のみ発令された場合は、臨時休業とはなりません。

2. 「特別警報」、「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ （原則的に）平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じるときは、メール等でお知らせいたします。

3. 岸和田市に地震が起きた場合

1. 震度5弱以上

- ①登校前（午前7時まで）⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間までの間 ⇒ 臨時休業
 - まだ在宅の場合は、登校させないでください。
 - 既に登校している場合は、安全確保のため、保護者のお迎えまで学校で保護します。
- ③始業時間後 ⇒ 授業中止
 - 安全確保を優先し、保護者のお迎えまで学校で保護します。
- ④休日の翌日 ⇒ 原則、臨時休業

※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡します。

2. 震度4以下

原則として、**平常通り**授業を行います。

※余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行います。

4・岸和田市に津波に関する警報が発令された場合

1. 震度5弱以上の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

..... **震度5弱以上の地震発生時の対応を行います。**

2. 震度4以下の地震に伴い、大津波警報・津波警報が発令された場合

..... **山直北小学校は、原則として、平常通り授業を行います。**

但し、状況等により、授業の中止、授業の繰り下げ等行う場合があります。

(ただし、海拔5m以下に位置する学校園：中央小、浜幼・小、朝陽幼・小、春木幼・小、大芝幼・小、野村中、春木中は、授業を中止し安全確保を優先します。)

<給食の取り扱いについて>

◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、状況により判断し、その旨をメール等でお知らせいたします。

◇地震・津波については、その状況により判断し、その旨をメール等でお知らせいたします。給食室の被害状況や物資の到着状況などにより、平常通りの授業を行う場合でも、中止になることが考えられます。